

放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準

平成29年9月13日 総務大臣認可

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）による改正後の放送法（以下「法」という。）第20条第9項の実施基準を、以下のとおり定める。

第1部 総則

1 この基準における用語は、次の定義に従うものとする。

(a) 放送番組等

協会が放送したまたは放送する放送番組およびその編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）（法第20条第2項第2号に規定するものをいう。）

(b) 理解増進情報

協会が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）（法第20条第2項第2号に規定するものをいう。）

(c) 2号受信料財源業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

(d) 2号有料業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

(e) 3号受信料財源業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

(f) 3号有料業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

(g) 対象業務

(c)から(f)までの総称

2 この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。

3 この基準中、理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限る。

4 対象業務は、放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供しまたは放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。^{【注1】}

5 対象業務は、協会の任意業務として適切な費用の範囲内で実施し、その業務に要する費用は、毎年度作成・公表する実施計画および実施状況に関する資料において明らかにする。

【注1】 法20条第1項の業務として、取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用等の業務を実施するために、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究の目的で、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、専ら受信料を財源として放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供し、または放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することがある。

第2部 2号受信料財源業務

1 業務の内容

① 放送番組の提供

(a) 協会が放送しようとする放送番組（以下「放送予定番組」という。）

- ・ 放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるもの

(b) 協会が放送している放送番組（以下「放送中番組」という。）

- ・ ラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組（全国放送および地域放送）の提供
- ・ 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の提供
- ・ 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える国内テレビジョン放送の放送番組の提供（災害時における情報の提供については平時においてその実施訓練を行う場合を含む。）
- ・ 放送開始後の視聴の利便を図るため、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供（ハイブリッドキャスト^{〔注2〕}対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象とする。）

(c) 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）

- ・ 広く視聴者が享受できるようにするため特に受信料を財源として提供することが適当と認めるものの提供

② 理解増進情報の提供

(a) 放送番組を周知・広報するもの

(b) 放送番組等を再編集したもの

(c) 放送番組の内容を解説・補足するもの

(d) 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

(e) 既放送番組の一部を編集したものまたは当該番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

(f) その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

③ ①および②については、①(b)のラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限る（※）ほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。

※ ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがある。

【注2】 一般社団法人IPTVフォーラムが策定した「ハイブリッドキャスト技術仕様」に基づく放送・通信連携サービスをいう。

2 業務の実施方法

- ① 放送番組等の提供は、協会が管理するドメイン^{〔注3〕}を利用して行うことを原則とする。外部ドメインを用いる場合は、契約等により、提供する情報が協会の管理下にあることを確保する。
- ② 放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。
- ③ 放送番組等の提供については、当該番組等が有する社会的意義を勘案しつつ、個々の提供の必要性・有効性がなくなったと判断した時点で終了する。
- ④ 1①(b)の国内テレビジョン放送の放送番組の提供については、実施の都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページにおいて公表する。
- ⑤ 理解増進情報の提供にあたっては、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載する。
- ⑥ 放送番組等の提供にあたっては、利用者の利便に資するため、電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求めたうえで、当該利用者の利用履歴等に応じた順序や態様で提示することがある。
- ⑦ 放送番組等の視聴・閲覧等の利便に資するためのソフトウェアを提供することがある。

3 試験的な提供

2号受信料財源業務に係るサービスの向上・改善の検討に資するため、1および2の規定にかかわらず、別紙のとおり試験的な放送番組等の提供を行う。

4 業務実施に要する費用

- ① 実施に要する費用は、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。
- ② 要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

5 料金その他の提供条件

- ① この業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。
- ② 提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある。

6 利用規約の作成等

- ① 利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する。
- ② 2⑥の電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、①の利用規約の中で次に掲げる事項を明示する。
 - (a) 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること
 - (b) 協会は、利用者に関する個人情報等を7に定めるところにより適切に取り扱うこと

7 個人情報等の保護

放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。

【注3】 協会が管理するドメインとして、nhk.or.jp、nhk.jp などがある。

第3部 2号有料業務

1 業務の内容

- ① 2号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、一般の求めに応じ、有料で電気通信回線を通じてその利用に供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を利用に供することがある。
- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。
- ③ 2号有料業務に係るサービスを、「NHKオンデマンドサービス」（以下、第3部において「本サービス」という。）と称する。このうち、①の放送番組等を当該放送番組の放送後1～3週間程度のあらかじめ定めた期間配信するサービスを「見逃し番組サービス」と、見逃し番組サービスで提供する放送番組よりも過去の既放送番組および当該番組に係る理解増

進情報を、一定期間または期間を定めずに配信するものを「過去番組サービス」という。

- ④ 契約種別は、次のいずれかとする。
 - (a) 単品等・・・放送番組等の中から1本（以下「単品」という。）または複数本をまとめたパック（以下「複数本パック」という。）を単位に、そのつど課金して利用可能とするもの
 - (b) 見放題パック・・・個々の放送番組等の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組等を一括対象とし、一定期間、利用可能とするもの
- ⑤ 本サービスの提供対象地域は日本国内を基本とする。

2 業務の実施方法

- ① 本サービスの提供は、次のいずれかの方法による。
 - (a) 直接提供型・・・協会が、電気通信回線を通じて利用者に直接提供する方法
 - (b) プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供する方法
- ② 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の考え方により定め、協会のホームページに明示する。これを変更するときも同様とする。
 - (a) 単品等・・・単品は、その放送番組等の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組等の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。
 - (b) 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組等の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。
- ② ①の料金を定め、または変更するにあたっては、次の点を考慮するものとする。
 - (a) 利用者の利益を不当に害しないこと
 - (b) できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること
 - (c) 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること
- ③ ②の(a)または(c)に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。

- ④ 本サービスの利用の促進に資するため、①および②の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。
 - (a) 利用料金を一時的に減額または無料とする措置
 - (b) 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置
- ⑤ ④の特例措置は、次の条件を満たすものとする。
 - (a) 利用者間およびプラットフォーム事業者（本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。）間の公平を不当にゆがめないこと
 - (b) 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること
- ⑥ 本サービスを利用するために必要となる端末機器やソフトウェア等の諸条件は、技術の進歩やこれらの普及の程度および協会が負担することとなる費用を勘案しつつ、広く国民が利用できるよう定めるものとし、協会のホームページにおいて具体的に明示する。
- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、プラットフォーム経由型による場合、⑥の諸条件は、当該プラットフォーム事業者が定めたものによる。
- ⑧ 提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。
- ⑨ 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。

4 利用規約の作成等

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表する。

- (a) 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることがある。）
- (b) 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること
- (c) 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法
- (d) 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協

会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

- (e) コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項
- (f) 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする
- (g) 協会は、(f)に定める個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと
- (h) 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件
- (i) 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）
- (j) (a)から(i)までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等

5 個人情報等の保護

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。
- ② プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者が①と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。

6 プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を

含む。)であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

- (a) 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと
- (b) 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと
- (c) 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること
- (d) 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと
- (e) 直接提供型の実施に支障がないこと
- (f) その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと

7 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

8 周知・広報活動

本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

第4部 3号受信料財源業務

1 業務の内容

- ① 3号受信料財源業務は、次に掲げる場合に、放送番組等を、他の事業者（放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合は放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に無料で提供することを内容とする。
 - (a) 災害等の緊急時における情報提供を行う場合
 - (b) 協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するため

にその放送番組を提供する場合

(c) その他公益上特に意義がある場合

- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。

2 業務の実施方法

- ① 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。
- ② 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。
- ② 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。
- (a) 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
 - (b) 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
 - (c) 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
 - (d) 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあつては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
 - (e) 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと認めるとき
 - (f) 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき
 - (g) 2号受信料財源業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき

4 業務実施に要する費用

- ① 実施に要する費用は、年額1億円程度を上限とする。
- ② 要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

第5部 3号有料業務

1 業務の内容

- ① 3号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、3号対象事業者からの求めに応じ、有料で提供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を提供することがある。
- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。

2 業務の実施方法

- ① 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。
- ② 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。
- ③ 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。
- ④ 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは提供しない。
 - (a) 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
 - (b) 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
 - (c) 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
 - (d) サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
 - (e) 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき
 - (f) 料金が支払われることが不確実であると認めるとき
- ② ①の各号のいずれにも該当しないときは、次に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。
 - (a) 広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か
 - (b) 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）
 - (c) 2号有料業務との関係

- (d) 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性
- ③ 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して、行う。
 - ④ 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。

第6部 共通事項

1 施行日

- ① この基準は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）の施行の日から施行する。
- ② 放送法第20条第2項第2号の業務の基準（平成24年1月18日総務大臣認可）は、①に規定する日の前日をもって廃止する。

2 実施計画の策定・公表

- ① 対象業務については、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表し、これに則って実施する。
- ② 各事業年度の実施計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。
- ③ 実施計画の策定にあたっては、市場競争への影響も考慮要素とする。

3 実施状況に関する資料の作成・公表

対象業務の実施状況については、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表する。

4 実施状況の評価および改善

- ① 対象業務の実施状況については、毎年度、技術の発達および需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講じる。
- ② 前項の評価結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

5 外部事業者の取り扱い

2号受信料財源業務または2号有料業務の一部を委託等により外部の事業者に担わせる場合（この場合の事業者を、以下「外部事業者」という。）、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない。

6 重複提供の回避

原則として、同一放送番組が、2号受信料財源業務または3号受信料財源業務および2号有料業務または3号有料業務の両方で、期間および対象地域を重複して利用者に提供されることのないようにする。周知・広報の目的またはやむを得ない理由で、期間および対象地域を重複して提供されることとなるときは、利用者の利益および関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。

7 利用者からの意見・苦情等への対応

- ① 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。
- ② 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両方で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。
- ③ 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のホームページへの掲載等により周知に努める。

8 競合事業者等からの意見・苦情等への対応

- ① 対象業務の遂行状況に関してこれと同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。
- ② ①の意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に、対象業務と同種のサービスを行う事業者および外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、この基準に従って協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じる。

- ③ ②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

9 広告の禁止

2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたって、他人の営業に関する広告を行わない。

10 区分経理

- ① 2号有料業務および3号有料業務（以下「有料配信業務」と総称する。）に係る経理は、その他のものと区分して放送番組等有料配信業務勘定により整理する。
- ② 放送番組等を有料配信業務で使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を放送番組等有料配信業務勘定の経費に計上する。
- ③ 有料配信業務とその他の業務に関連する費用については、別途公表する適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。
 - (a) 放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、その提供番組数の実績等に応じて、それぞれ放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。
 - (b) 給与経費・退職手当および厚生費については、有料配信業務を実施する要員相当分を、放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。
 - (c) 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。

11 有料配信業務の事業計画の策定

有料配信業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。

12 収支差が生じた場合の扱い

- ① 放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、放送番組等有料配信業務勘定における翌期以降の有料配信業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

13 検討

放送番組等有料配信業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。

附 則

平成29年9月13日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。

第2部の3の「試験的な提供」の内容は、以下のとおりである。

1 試験的な提供の目的

放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること。

2 試験的な提供の種類・内容

以下の種類ごとの内容を実施するものとする。

放送と同時に行う提供にあわせて、放送番組を放送時間内において時差再生可能な形で提供（早戻し配信）し、または、放送が終了してから試験的な提供が終了するまでの間の一定期間にわたって提供（見逃し配信）することがある。見逃し配信については、1日あたりの提供時間を限定しない。

[試験的提供A]

- ① 国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した特定の生放送番組若干を、一般に対して試験的に提供する。
- ② 上記のほか、オリンピック・パラリンピックピョンチャン大会に際して行う同大会の国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した放送番組を、一般に対して試験的に提供する。

[試験的提供B]

国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。以下この別紙において同じ。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、期間を限定して試験的に提供する。ただし、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を参加者に含めることがある。

[試験的提供C]

国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組を4K信号により伝送し、3(2)に掲げる項目について検証するため、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象として試験的に提供する。提供の対象には、当該信号の受信に適したものとして事前に公表する要件に合致する受信機器

を加えることがある。

3 試験的な提供の実施方法

(1) 規模

以下の種類ごとの規模により実施するものとする。

ただし、各日の当該放送波の放送番組をすべて提供することはないものとする。

[試験的提供A]

- ① スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間5件程度（1日あたり最大4時間程度）を超えない範囲とする。
- ② オリンピック・パラリンピックピョンチャン大会に際して行う試験的な提供については、その期間中、同大会の放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。1日あたりの提供時間は16時間以内とする。

[試験的提供B]

- (ア) 試験的な提供一回あたりの提供期間は、1週間から3か月以内とし、提供ごとに個別に定める。1日あたりの提供時間は20時間以内とする。
- (イ) 参加者は、受信契約者から募集した数千人から1万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。この参加者には、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を含めることがある。

[試験的提供C]

国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して、実施する。1日あたりの提供時間は5時間以内とする。

(2) 検証する主な項目

- (ア) 権利処理上の課題
- (イ) 配信システムへの負荷
- (ウ) 受信契約者を確認するための方法
- (エ) 配信に要する費用
- (オ) 視聴二一ズ
- (カ) 地域放送番組の配信に関する課題
- (キ) その他

(3) 費用、提供条件等

第2部の規定の枠内とする。

(4) 公表等

(ア) 実施日時（期間）、提供内容、費用等を含む試験計画を事前に作成し、公表する。

(イ) 実施に際しては、試験的な提供であることを明示する。

(ウ) 試験的な提供が終了する都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページで公表する。試験結果については、終了後速やかに取りまとめ、協会のホームページで公表する。

(I) 試験的提供Cにおいて、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器に加えて、当該信号の受信に適した要件に合致する受信機器を対象とする場合には、当該要件を事前に協会のホームページで公表する。